

議 長 日程第4「議案第53号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告を鑑み、職員の給与等について改定をしたいので、提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは議案第53号について説明をさせていただきます。今回の給与条例の改正につきましては、人事院の給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて町給与条例を改正するものであります。施行期日の違いから、第1条、第2条という条立てのよる一部改正を行っております。本年の給与勧告のポイントにつきましては、月例給、ボーナスともに引き上げがされております。民間給与との格差、0.16%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、ボーナスの引き上げ0.05月分を、民間の支給状況等を踏まえて勤勉手当に配分するものであります。

それでは1ページおめくりください。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。松田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。この条例の一部改正では、先ほど申し上げましたとおり、月例給とボーナスの引き上げでございます。民間との格差0.16%というのは、金額に直して655円、それとボーナスにつきましては、民間の一昨年8月から昨年7月までの直近1年間の民間の支給実績4.46月と、公務員の年間支給月数4.4月を比較し、民間が上回っている部分の月数を勘案して公務員の支給月を0.05月分を引き上げるというものでございます。

この改正の考え方につきましては、行政職俸給表1におきまして、初任給基準の民間との差があることから、採用職員の初任給を1,500円程度引き上げます。若年層については1,000円程度の改定、そのほかについてはそれぞれ400円程度の引き上げを基本に改定しております。松田町におきましては、行政職俸給表のほかに医師職俸給表と行政職俸給表2がございますので、それぞれ1に

準じて改定を行っております。ボーナスにつきましては、民間の支給割合に見合うよう引き上げを行いまして、4.4月分から4.45月分に引き上げ、これは勤勉手当のほうに配分して引き上げを行ってまいります。

それでは9ページをごらんください。9ページの裏側にですね、新旧対照表がございます。参考資料として新旧対照表がございますので、この表で説明をさせていただきます。左側が改正案、右側が現行ですので、比較しながらごらんいただければと思います。

第21条勤勉手当の改正におきましては、第1号の下線部分、100分の90を100分の95に改正して、第2号では再任用職員について100分の42.5から100分の47.5に改正するものでございます。下段の別表1、第3条関係、一般職給料表の改正につきましては、1級から8級までの月額について、以降10ページにわたって改正をしております。10ページの中段からですね、別表第2といたしまして第3条関係、これは医師職給料表になりますけれども、同様に月額の改正を行っております。

13ページをごらんください。今回の改正条例の第2条関係でございます。期末勤勉手当率について改正をしておりますが、これまで6月支給、次のページ、14ページ最終ページをお願いいたします。支給分と12月支給分との支給率が違っておりましたが、今回改正につきましては6月、12月の支給率を均等にするという改正を行うものです。

第20条ですが、期末手当につきましては14ページをごらんいただきたいと思いますが、上段をごらんください。6月の支給率が100分の122.5、12月の支給率が100分の137.5でございますが、改正後は100分の130とするものでございます。第4項の再任用職員に対する支給率も同様に均等にするため、100分の72.5に改正するものでございます。

第21条勤勉手当の第1号につきましてはの支給率も、これも均等にするために、今回の改正の第1条で改正した100分の95を100分の92.5に改正するものでございます。第2号は再任用職員についての適用でございますが、同様に改正し、100分の47.5を100分の45に改めるものでございます。

それでは本文のほうにお戻りいただきたいと思います。9ページをお願いい

たします。附則でございます。施行期日。1、この条例の第1条は公布の日から施行し、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例別表の規定は平成30年4月1日から、改正後の条例第21条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

2、この条例の第2条は、平成31年4月1日から施行する。

給与の内払い。3、改正後の条例の規定に適用する場合においては、改正前の松田町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 利 根 川 4点ばかり質問します。端的にお願いします。

この条例を職員に適用しますと、国家公務員に対するラスパイレス指数はどのぐらいになりますか。これが1点目。

2点目。県下の市町村で下から何番目になると思いますか。この前の答弁では7番目だという御回答いただいております。

3番目。本町にはかつて行政2表という職員がいました。今で言う技能労務職の職員ですね。1名になってると思いますけれども、その技能労務職の職員は、今回のこの給与表適用すると、給与月額が下がってしまうのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。行政職員の給与月額も、これで行くと若干下がるんじゃないかと思っておりますけれども、行政職の職員の平均給与が下がるということは、退職なさった人と新規採用、ことしの4月から新規採用された方のこの差額で下がるということはわかりますけれども、技能労務職の職員の平均月額が下がるということは、1名しかいないのでちょっと理解ができないという、この辺の御説明をお願いします。

それで4番目、給与月額0.16カ月ですか。それと期末手当の引き上げ、初任給基準の引き上げ、それはよくわかりましたけれども、それでは町の中には、町から補助金を受けてですね、専任職員を雇っている、有給職員を雇ってる4団体があります。社協、シルバー人材センター、観光協会、体育協会。そこに所属する職員の給与改定をする場合、恐らくその外郭団体、目いっぱい予算組み

をしていると思います。若干それぞれ予備費は持ってるかと思いますが、その辺はですね、それぞれの団体が町職員の給与表を準用するというような規定を設けて運営してると思いますけども、その辺、4団体についての専任職員についてはですね、どのような扱いを、これは町とは関係ないと言えばそれまでですけども、扱いをされるか。その4点をちょっとお伺いします。

総務課長 まず最初の、改正後のラスパイレスが県下何番目かというところ、今回のその給与改定に当てはめたときにどうなるかということですが、これについてはですね、この金額を当てはめたところで、このラスパイレス、県下のところは算出させておりませんので、算出はしておりません。ですので、そこは把握しておりません。

それから行2の給料表については規則で定めておりますので、当然規則改正をする中で、金額的には現行よりも、先ほど申しましたように、その他一般的には大体500円程度の引き上げになりますので、同程度の引き上げになるかと思っております。

それから、今回の人事院の改定で職員の給与改定しておりますけれども、外郭団体と申しますか、先ほど言われました4団体については、基本的に町が改正があった後にですね、この町の給料表を基準として、それぞれ各団体で給料表を定めておりますので、こちらからそれに対して指示することはございませんが、それに準じて行われているのが今までの慣例でございます。以上でございます。

7番 利根川 これから一般会計の補正予算の審議に入るとは思いますけども、そこでもう一回質問したいと思います。この条例上見えない、今の技能労務職の職員については月額400円ぐらい上がると言われましたけども、予算上はそうはなっておりませんので、そのときもう一回質問します。以上で終わります。

議長 はい、ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声多数 )

異議なしと認めます。議案第53号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。